

# 償却資産申告をお忘れなく！ ～固定資産税～

税務課資産税係 ☎0824-73-1144

固定資産税は、「土地」「家屋」のほか「償却資産」の所有者に課される税金です。「償却資産」とは、事業のために所有している構築物、機械、工具・備品などのことをいいます。

## 償却資産申告は1月末日までに！

償却資産（事業用資産）の所有者は、毎年1月1日現在の状況を、1月末日までに資産のある市町村へ申告しなければなりません。これは、地方税法第383条で定められており、正当な理由がなく申告しなかった場合、過料が科されることがあります。

申告された内容に基づき、取得価額などから評価額の計算を行い、5月にお届けする固定資産税の納税通知書で税額をお知らせします。

**申告受付期間 1月4日(火)～31日(月)**

## 申告が必要な人、対象資産とは

申告が必要な人は・・・

工場や商店の経営者、アパートや駐車場を貸し付けている人、太陽光発電設備を所有している人など、事業を行っている人が対象です。

対象資産は・・・

申告の対象となる資産は、「法人税法または所得税法の規定による所得」を計算する上で、損金または必要な経費に算入する資産です。つまり、確定申告、市県民税申告を行うとき、減価償却費の計算を行う資産のことをいいます。

個人の場合は、収支内訳書裏面の「減価償却費の計算」欄（右図）で計算を行う資産です。

※無形資産や自動車税・軽自動車税種別割の対象となる車両など、償却資産申告の対象とならないものもあります。

減価償却資産 の名称等 (繰延資産を含む)	面積 又は 数量	取得 (成熟) 年月	① 取得価額 (償却保証額)	② 償却の になる
		年 月	( ) 円	
		・	( )	
		・	( )	
		・	( )	
		・	( )	
計				

## 償却資産申告書が届きます

これまでに申告したことがある人には、**12月下旬に償却資産申告書や申告の手引きなどが届きます**。新規に事業を始めた人やすでに事業を行っている人で、申告書が届かない人は税務課資産税係までご連絡ください。

なお、市ホームページにも申告書や申告の手引きを掲載しています。

エルタックス  
eLTAXによる電子申告も受け付けています。



市ホームページ



eLTAX

## お済みですか？ ～土地や家屋に関する届け出～

固定資産税は1月1日が基準日です。土地の利用状況（現況地目）が変わった場合や、家屋の取り壊し・新築・増築・用途変更を行った場合は、**12月28日(火)までに税務課資産税係または各支所市民生活係に届け出てください**。

**12月は、固定資産税3期、国民健康保険税6期、介護保険料7期、後期高齢者医療保険料6期の納付月です。**

**納期限  
12月28日(火)**

●「口座振替」にしている人は、納期限の前日までに残高確認をお願いします。

●税金は私たちの暮らしを支える大切な財源です。納期限までに納付をお願いします。

●税金を納期限までに納付しなかった場合、延滞金が加算されたり、財産の差押など滞納処分を受ける場合があります。納付でお困りの際は収納課に相談してください。

収納課収納係 ☎0824-73-1511